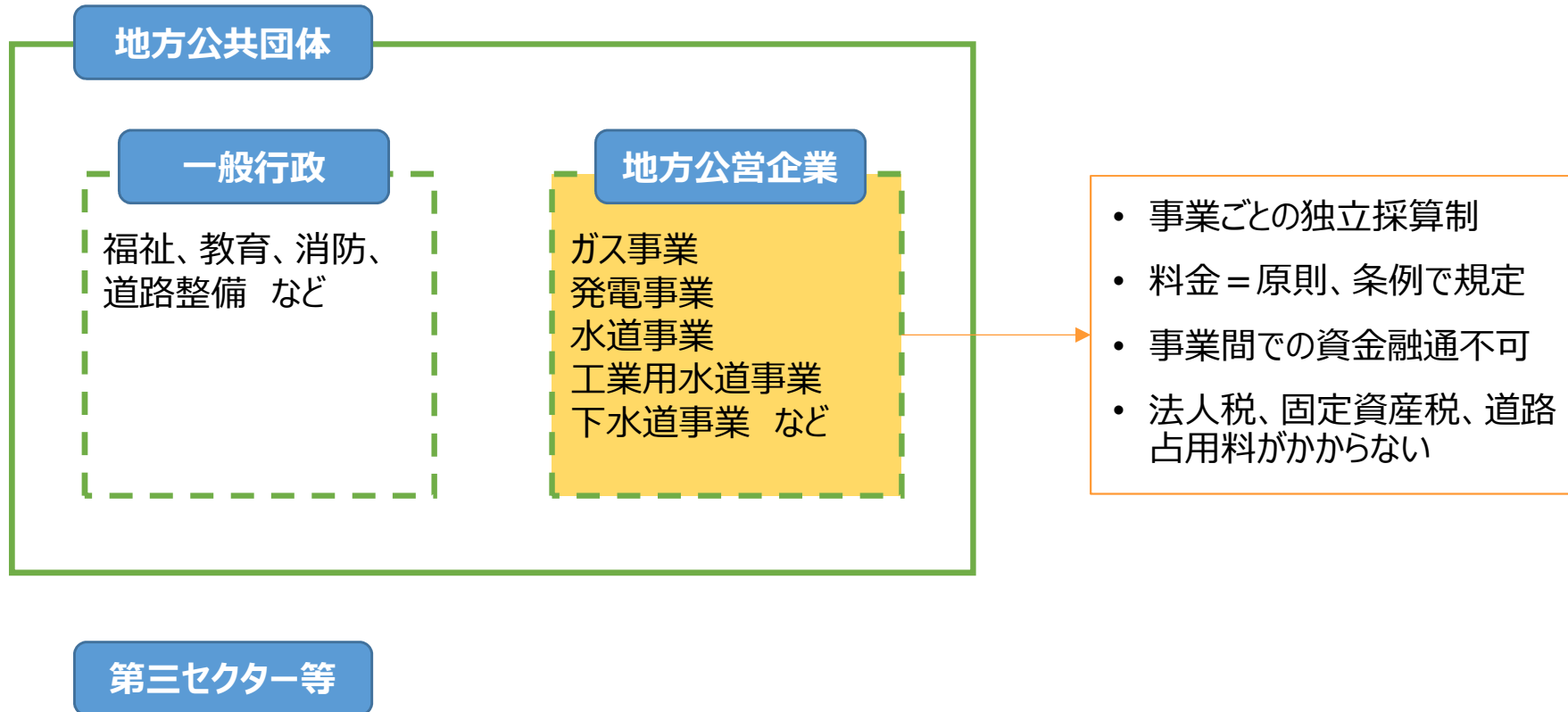


地方公営企業の特徴

1 地方公営企業について (第1回会議 資料1 P.10)

- 「地方公営企業」とは、公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき、上下水道や交通など住民生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する地方公共団体が経営する企業。
- 事業ごとに特別会計を設置し、独立採算を原則とした、自立的な事業活動を行う。
- 提供するサービスの対価である「料金」は、原則、条例により定められる。
- 本市企業局では、ガス事業、水道事業、発電事業、工業用水道事業及び下水道事業を実施している。



2 附帯事業の範囲

- 地方公営企業法上、本業に加えて、附帯事業の実施が可能
- ただし、附帯事業として認められる範囲は、国の通達により、以下の条件を満たす必要あり
 - ①本来事業の経営と相当の因果関係を有すること
 - ②本来の事業に支障を生じないこと
 - ③十分な採算性を有すること
- ガス事業の附帯事業として認められているものは、現在のところ、ガス器具やLPガスの販売等のみ

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（平成27年9月29日 自乙発第245号）〈抜粋〉

(三) 附帯する事業とは、地方公営企業の経営に相当因果関係を持ちつつ地方公営企業に附帯して経営される事業をいうものであるが、この場合における相当因果関係とは、附帯事業が、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合
- 2 本来の事業に係る土地、施設等の資産、知識及び技能を有効活用する関係にある場合
- 3 本来の事業の実施により生じる開発利益に着目し、これを本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合

(四) 附帯事業は、本来の事業の健全な運営に資するために行われるものであるから、本来の事業に支障を生ずるものであってはならないことはもとより、十分な採算性を有することが必要であること。

3 行政区域外における事業実施

- 「公の施設」とは
普通地方公共団体が、住民福祉増進の目的をもって、当該地方公共団体の住民の利用に供するために設置する施設
- ガス事業用施設は、「公の施設」に該当
- 発電事業用施設は、「公の施設」に該当せず（住民の利用に供されることがない）
※公の施設の設置は、当該普通地方公共団体の行政区域内に限られるのが原則
- 行政区域外に公の施設を設置しようとする場合、関係自治体の①首長間協議と、②議会議決が必要

地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）〈抜粋〉

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 本市事業の強み・弱み

- 事業運営の視点から強み・弱みを整理
- 黒字は、公営企業に共通の事項、青字は、本市に固有の事項

事業	強み	弱み
ガス事業	<ul style="list-style-type: none">• 公租公課がかからない（法人税、固定資産税、道路占用料等）• 企業債による低コストの資金調達• 導管工事コストの削減（ガス管・水道管同時工事）• 効率的な検針・料金請求（ガス・水道同時検針、料金一括請求）	<ul style="list-style-type: none">• 附帯事業の実施が困難（セット販売等）• 営業人材育成が弱い• 技術開発部門がない• 原料調達コストが割高（近隣にLNG基地なし、天然ガスパイプラインなし）• 製造設備や導管の使用効率が低い
発電事業	<ul style="list-style-type: none">• 公租公課がかからない（法人税等）	<ul style="list-style-type: none">• 多目的ダムの場合、発電優先のダム運用が不可（灌漑・上水道優先）• 住民が公営で行う優位性を感じられない• 新規発電所の建設適地がない